

多摩イノベーションエコシステム実行委員会設置要綱

制定 2021年3月30日
改正 多実委第6号
2021年4月1日
多実委第25号
2022年4月1日
多実委第72号
2023年4月1日
多実委第111号
2024年4月1日
6多実委第15号
2024年7月26日
6多実委第35号
2025年3月31日

(名称)

第1 本委員会は、多摩イノベーションエコシステム実行委員会と称する。

(設置目的)

第2 多摩イノベーションパーク構想の実現に向け、多摩地域のイノベーション創出に向けた基盤づくりを後押しする多摩イノベーションエコシステム促進事業の推進を目的とする。

(所掌事項)

第3 本委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 多摩イノベーションエコシステム促進事業の企画に関すること。
- (2) 多摩イノベーションエコシステム促進事業の広報に関すること。
- (3) 多摩イノベーションエコシステム促進事業の実施に関すること。
- (4) その他、本委員会の運営に必要なこと。

(委員長)

第4 本委員会の委員長は、東京都産業労働局長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、本委員会を代表する。

3 委員長に事故等あるときは、東京都産業労働局商工部長の職にある者または同等の職にある者で委員長が指定する者が職務を代行する。

- 4 前項の代行を行うことができない場合は、東京都産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長の職にある者または同等の職にある者で委員長が指定する者が職務を代行する。

（委員）

- 第5 本委員会の委員は、別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。但し、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

（実行委員会議）

- 第6 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議（以下「実行委員会議」という。）を主宰する。ただし、委員長が不在のときは、東京都産業労働局商工部長の職にある者または同等の職にある者で委員長が指定する者が職務を代行する。

- 2 実行委員会議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。ただし、委員が出席できない場合は、委任状（様式）により代理人をたてることができる。

（議決事項）

- 第7 本委員会は、次の事項を議決する。
- （1）委員会の設置及び解散に関すること。
 - （2）事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること。
 - （3）予算の編成及び決算の承認に関すること。
 - （4）その他委員会の運営に関する重要な事項に関すること。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることはできない。
- 3 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わるができるものに限る。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、委員会の議決に代えることができる。その場合においても前2項の規定を適用する。
- 5 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（監事）

- 第8 本委員会に監事を置き、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 監事は、本委員会の一会計年度における収入及び支出の処理の完了後、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類の監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（オブザーバー）

- 第9 委員長は必要に応じて、オブザーバーを委員会に呼ぶことができる。
- 2 オブザーバーは、委員会に出席し、議事に関して意見を述べるることができる。

(任期)

第 1 0 委員、監事の任期は、本委員会を設置した日から本委員会が解散する日までとする。

(幹事会)

第 1 1 本委員会は、委員の所属団体の実務担当者から座長、その他必要な人数の幹事を委嘱し、座長及び幹事により構成される幹事会を設置することができる。

2 幹事会の役割など詳細については別途定めを置くものとする。

(事務局)

第 1 2 本委員会の事務処理をするため、東京都産業労働局商工部内に事務局を置く。

2 事務局には、別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、事務局長業務を管理する。

4 事務局長が不在のときは、東京都産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長の職にある者または同等の職にある者で事務局長が指定する者が職務を代行する。

5 事務局長及び事務局次長が委員または幹事を兼任することはこれを妨げない。

(経費)

第 1 3 本委員会の運営経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 運営経費の取り扱いに関しては、別途定めるものとする。

(事業年度)

第 1 4 本委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年の 3 月 3 1 日に終わるものとする。

(解散)

第 1 5 本委員会は、その存続の必要性がなくなったと認められる場合、本委員会の議決を経て解散する。

(事務規程等)

第 1 6 本委員会に係る事務取扱規程及び財務規程は別途定めるものとする。

(守秘義務)

第 1 7 多摩イノベーションエコシステム促進事業の実施及び委員会の活動において情報を知り得た者は、その情報を委員長の許可なく、第三者に開示もしくは漏洩し、または委員会の活動以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第 1 8 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附則

この要綱は、２０２１年３月３０日から施行する。

附則

この要綱は、２０２１年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、２０２２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、２０２３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、２０２４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、２０２４年７月２６日から施行する。

附則

この要綱は、２０２５年４月１日から施行する。

別表 1

多摩イノベーションエコシステム実行委員会委員	
委員長	東京都 産業労働局長
委員	東京都 産業労働局 商工部長
	東京都商工会議所連合会 幹事商工会議所 専務理事
	東京都商工会連合会 専務理事
	一般社団法人 首都圏産業活性化協会 理事・事務局長
	公益財団法人 東京都中小企業振興公社 専務理事
	地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター 多摩テクノプラザ所長

別表 2

多摩イノベーションエコシステム実行委員会監事	
監事	東京都 産業労働局 総務部 計理課長

別表 3

多摩イノベーションエコシステム実行委員会事務局	
事務局長	東京都産業労働局商工部長
事務局次長	東京都産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長
事務局員	東京都産業労働局商工部職員

様式

委任状

(多摩イノベーションエコシステム実行委員会)

(代理人)

団体・職名 _____

氏 名 _____

上記のものを代理人と定め、委任します。

年 月 日

(委任者)

団体・職名 _____

氏 名 _____